

支援拡充の取組 Q & A

1 新たに子ども食堂を立ち上げた団体とは、いつの時点から対象となりますか。

令和6年度に新規に子ども食堂を開設した団体で、2回目の交付申請提出期限までに交付申請した団体を対象とします。

2 購入を検討している物品が補助対象となるのか、事前相談が必要ですか。

申請を検討している団体の方は、必ず事前相談のうえ補助金の交付申請をしてください。相談の期間は、令和6年7月10日（水）から同年9月20日（金）までです。

3 支援の拡充とは、どのような取組が求められるのでしょうか。

新たに子ども食堂を立ち上げた団体以外の団体の皆様は、定員、開催回数又は配食数を増やすことや開催時間又は会場の追加など、いずれかの取組により現状の取組を拡充することが必要です。事前相談の際に『支援拡充の取組の計画書』を提出していただきます。

4 設備整備等に要する経費とは、どういうものが対象となりますか。

対象となる経費は、新たな子ども食堂の立ち上げや支援の拡充に必要となる設備整備等に要する経費（イニシャルコスト）となります。

例示としては、冷蔵庫や食事の配送に使う子ども食堂用の自動車のリース、子どもや食事数の増加に対応するためのテーブルや椅子、デリバリーカートの購入、食器洗い機、調理設備の整備となります。

購入の場合は税込3万円以上の物品が対象となります。ただし、単に古くなったために買い替えるといった理由は、補助の対象となりません。

5 食材費や紙コップ等の消耗品費は、補助の対象となりますか。

食材費や消耗品費などの費用（ランニングコスト）については、補助対象となりません。『子ども食堂の開催』または『配食・宅食の取組』の該当する経費に計上してください。

6 食事の提供を行うためキッチンカーの購入又はリースは、補助対象となりますか。

子ども食堂推進事業は、食事の提供を通じた子どもの居場所と見守りの取組を行うことを主たる目的としています。キッチンカーの場合は、補助の対象外となります。

7 事前相談の結果購入が認められた物品が、交付申請後、販売終了等の理由で購入ができなくなりました。類似品の購入は認められますか。

事前相談の際に提示された物品と同等かそれ以下の類似品についてのみ購入可です。ただし購入前に事務局へご相談ください。

8 購入した物品を子ども食堂以外の事業で共有する場合も補助対象となりますか。

補助対象となるのは、子ども食堂の活動で専用するものに限ります。他事業と共有する場合（使用があると認められる場合）は、共有の状況等をヒアリングの上個別に判断します。